

422467	平岡 卓朗	422468	松永恵瑞加
422469	内田 正一	422470	田島 穰
422471	西川 真依	422472	進見 雄太
422473	松尾 良作	422474	荒木 俊輔
422475	小西 壽	422476	寺本 英晃

○経済産業省告示第二十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、令和四年二月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

令和四年二月二十五日

経済産業大臣 萩生田光一

登録 番号	氏名 (変更後)	登録 番号	氏名 (変更前)
413967	藤原 参来	片山 参来	
421737	片貝 舞	坪本 舞	

○経済産業省告示第二十一号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七号）第十一条第一項の規定に基づき、令和四年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士と

○経済産業省告示第二十三号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第二項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準（平成二十八年経済産業省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年二月二十五日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>2. 非化石エネルギー源の利用の目標</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 非化石電源比率目標の達成の確度を高めるため、国は、毎年度、電気事業者①において規定する非化石電源比率目標の達成が合理的に不可能と認められる電気事業者を除く。以下この④において同じ。)ごとに到達すべき非化石電源比率（以下「中間目標値」という。）を次の算式により定め、これを各電気事業者に通知し、電気事業者（複数の電気事業者で取組を行っている場合にあっては、当該複数の電気事業者）ごとに、中間目標値</p>	<p>2. 非化石エネルギー源の利用の目標</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 非化石電源比率目標の達成の確度を高めるため、国は、毎年度、電気事業者①において規定する非化石電源比率目標の達成が合理的に不可能と認められる電気事業者を除く。以下この④において同じ。)ごとに到達すべき非化石電源比率（以下「中間目標値」という。）を次の算式により定め、これを各電気事業者に通知し、電気事業者（複数の電気事業者で取組を行っている場合にあっては、当該複数の電気事業者）ごとに、中間目標値</p>

して再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

令和四年二月二十五日

経済産業大臣 萩生田光一

登録 番号	氏名	登録 番号	氏名
408998	坂田 明生	415054	曾我祐一郎
415331	藤村 悠彌		

○経済産業省告示第二十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、令和四年二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

令和四年二月二十五日

経済産業大臣 萩生田光一

登録 番号	氏名	登録 番号	氏名
211508	奥村 謙則	401864	玉置 定男
412398	小塚 宏則		

の達成状況及び中間目標値への取組状況についての評価（以下「中間評価」という。）を行うものとする。

算式
中間目標値 = A - B + C - D
算式の符号
A 電気事業者及び発電事業者（電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。）が届け出た直近の供給計画のうち、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）様式第32第2表による供給電力量を用いて算出した全ての非化石電源による供給電力量の合計値から、前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定発電設備を用いて発電され、及び供給された電力量の合計値又はそれに準ずる推計電力量を控除した値を、同表により算出した全ての一般送配電事業者の需要電力量の合計値で除した値。
B 各電気事業者の非化石電源比率に、当該電気事業者の販売電力量を乗じて得たものの合計値を、全ての電気事業者の販売電力量の合計値で除した値から、当該電気事業者の平成30年度における非化石電源比率の実績値（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第7条第1項に規定する要件に平成31年度以降に該当することとなった事業者においては、当該要件に該当することとなった年度における非化石電源比率の実績値）を引いた値（当該値が零を下回る場合にあっては零とする）。
C [略]

の達成状況及び中間目標値への取組状況についての評価（以下「中間評価」という。）を行うものとする。

算式
中間目標値 = A - B + C - D
算式の符号
A 電気事業者及び発電事業者（電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。）が届け出た直近の供給計画のうち、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）様式第32第2表による供給電力量を用いて算出した全ての非化石電源による供給電力量の合計値を、同表により算出した全ての一般送配電事業者の需要電力量の合計値で除した値。
B 各電気事業者の非化石電源比率に、当該電気事業者の販売電力量を乗じて得たものの合計値を、全ての電気事業者の販売電力量の合計値で除した値から、当該電気事業者の平成30年度における非化石電源比率の実績値を引いた値（当該値が零を下回る場合にあっては零とする）。
C [略]